

令和4年9月1日

経済再生担当
新しい資本主義担当
スタートアップ担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 殿

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

内閣官房長官
沖縄基地負担軽減担当
拉致問題担当
ワクチン接種推進担当
松野 博一 殿

東京都知事
小池 百合子

今後の新型コロナウイルス感染症対策等に関する要望

オミクロン株BA.5への置き換わりが進んだこと等により、第7波において、第6波を大きく超える感染の急拡大に直面し、医療負担の増大、社会経済活動への影響が深刻化した。こうした中、国は、現下の医療機関のひっ迫に対する緊急避難措置として、自治体の判断において発生届の対象範囲を限定する方針を打ち出した。さらに今後、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行として、全国ベースでの全数届出の見直しなどを行うこととしている。

新たな段階への移行にあたっては、社会経済活動との両立の視点を踏まえつつ、医療のひっ迫を回避し、都民・国民の命と健康を守るため、国として新型コロナウイルス感染症にどのように対応していくか、基本的な方向性を明確に示し、国民全体と共有した上で、引き続き国と都が連携し、これまでの知見を活かした実効性のある対策を実施していく必要がある。

また、国においては、次の感染症危機への備えとして、感染症法等の見直しを検討しており、その見直しに当たっては、都がこれまで築き上げてきた東京モデルなどを踏まえながら、国、都道府県、保健所設置区市の役割や連携のあり方をより明確にしていくことが不可欠である。

以上のことから、下記のとおり要望する。

記

1 オミクロン株に対する基本的な方向性等の明確化

(1) 新たな段階への移行に伴う基本的な方向性等の明確化

今後、全国レベルでの感染者の全数把握の見直しなど、感染症対策に関する新たな段階への移行が予定されている。新たな段階への移行に当たっては、この感染症に対する国全体としての基本的な方向性を国が明確に示すこと。

(2) 法令に基づく措置の変更も含めた対応の具体化等

国全体としての基本的な方向性に基づき、法令上の位置づけの変更も含め、必要な対応を行うこと。

また、全数把握の見直しや公費負担等にかかる必要な対応を統一的に行うこと。全数把握の見直しなど新たな段階における変更点を基本的対処方針に明記すること。

(3) 現場を担う自治体等の状況を踏まえた諸制度の検討

新型コロナウイルス感染症に関する法令や具体的な諸制度を検討していくに当たっては、実施までに十分な周知期間を置くなど、現場を担う自治体や医療機関等に混乱が生じないようにすること。

2 医療 DX の推進

(1) システム間の連動性の確保

医療機関における電子カルテシステムの導入を支援するとともに、電子カルテ情報の標準化を進めることにより、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）やワクチン接種記録システム（VRS）など他のシステムとの連動性を図ること。

(2) ワクチン接種券のデジタル化

機動的なワクチン接種体制を構築するため、個人番号カードにより接種対象者を確認できる仕組みを構築すること。

(3) HER-SYS の安定運用

HER-SYS について、運用の安定化を図るとともに、自治体や医療機関等の意見を踏まえながら改善を進めていくこと。

3 全国レベルで全数把握見直しを行う際の対応

(1) 具体的な対応策の明示

全国レベルでの全数把握の見直しに当たっては、現場に混乱が生じないように、発生届の届出対象外となる患者に対する検査や治療、相談

対応などの健康フォローアップ体制の構築、療養証明書の取扱い、国負担による無料検査体制の確保、感染動向の把握方法など、国において具体的な対応策を併せて示すこと。

また、発生届の届出対象となる患者の範囲について、科学的知見に基づき明確に示すこと。対象となる患者に対する保健・医療提供を維持するとともに、届出対象外となる患者についても、宿泊療養や生活支援などのサービスを当面継続すること。

医療費の自己負担分やサービスに係る費用について、これまで通り、公費で支援を行うこと。

(2) サーベイランス体制の構築

重症化率や流行状況、新たな変異株など感染症に関する必要な情報を迅速に収集・分析し、効果的な対策の構築・実施が行えるよう、サーベイランス体制を確実に構築すること。

4 検査・診療体制の確立等

(1) 今後の検査・診療・入院医療体制の明確化

専門の発熱外来に特化することなく、季節性インフルエンザ等の発熱患者の診察を実施していた医療機関など、より多くの医療機関で検査や診療に対応できるようにすること。併せて、入院医療についても、入院重点医療機関や後方支援医療機関に特化することなく、より多くの医療機関で対応できるようにすること。

また、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示すとともに、感染拡大防止を図りながら社会経済活動を進めていくため、検査体制への支援の仕組みを確立すること。

(2) 医療用物資の確保・開発

検査キットやワクチンなど、感染症医療に必要な医療用物資について、確実に供給されるよう、国においてサプライチェーンを把握し、戦略的に確保すること。

国産の治療薬やワクチンの開発について、国として全面的な支援を行うこと。また、治療薬などについては、より利用しやすくなるよう、流通・供給方法の改善を図ること。

5 オミクロン株対応ワクチンの迅速かつ円滑な接種

オミクロン株対応ワクチンの接種については、エッセンシャルワーカーを含む希望する方全員ができる限り早期に接種できるよう、実施時期を前倒しすること。実施に当たっては、必要十分なワクチン量を確保するとともに、区市町村等の接種体制に混乱が生じないように、接種開始時期や接種間隔、ワクチン供給スケジュール等、必要な情報を自治体に対して早期に提供すること。

なお、接種間隔に関しては、科学的知見を得た上で、医療提供体制への負荷も考慮し、医療従事者や高齢者などリスクの高い方などについては柔軟に対応できるよう設定すること。

また、接種の在り方など、既存のワクチンの取扱いについて整理し、自治体に対して早急に示すこと。

6 インフルエンザ等との同時流行への対応

インフルエンザをはじめとする他の感染症と新型コロナウイルス感染症との同時流行にも対応できる体制を構築すること。とりわけ、高齢者などハイリスクの方々へのインフルエンザワクチン接種の推進を支援すること。

7 新型コロナウイルス感染症にかかる対策経費の全面的支援

これまで日本国内で累計 1800 万人以上が患し、3 万人を超える死者を発生させた今回の新型コロナウイルス感染症は、広域にわたり災害級の被害をもたらしたものとして国が対応するべきものであり、地方自治体や医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、全額を国の責任において負担すること。

8 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正

次の感染症危機に備えた感染症法等の改正に当たっては、自治体に対して具体的な改正内容を早期に提示し、自治体の意見を踏まえながら検討を進めること。

(1) 広域自治体としての統一的な方針等

感染症法上、広域自治体として都道府県の専管事項とされているものは限定されており、保健所設置区市の地域においては、法に基づく措置等の多くが各保健所設置区市の所掌となっている。令和3年法改正において、都道府県知事による入院調整等に関する総合調整が規定されたが、調整の対象となる範囲やその効力について法文上明確ではない部分がある。

こうしたことを踏まえ、感染症法に基づく措置等について、広域自治体である都道府県が統一的な方針や取扱いを緊急時に速やかに定めることができるよう、法的な根拠をより明確にすること。

(2) 保健所設置区市の補完的業務に関する根拠の明確化

新型コロナウイルスに対応する中で、都は、実態として各種業務に係る都内統一方針の策定や、保健所の役割を補完する様々な取組を実施し、東京モデルともいえる保健・医療提供体制を構築している。

こうしたことを踏まえ、感染症法に基づく措置等について、緊急時において広域自治体である都道府県が保健所設置区市を補完するとともに、平時においても人材育成、研修、ネットワークの構築など、業務を円滑に行うことができるよう、法的な根拠を明確にすること。

(3) 報告徴取等に関する根拠の明確化

都道府県知事から保健所設置区市等に対する感染状況等の報告徴取及び情報共有について、法的な根拠を明確にすること。

(4) 感染症に対応する医療機関の抜本的拡充

感染症の拡大期においても、救急医療を含む通常医療との両立を図り、確実に感染症医療が提供できるよう、国において、医療機関における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の仕組みの整理などにより、医療提供体制の確立を図ること。

また、国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の高齢患者を積極的に受け入れること。

(5) 広域での医療人材の派遣等の調整権限創設等

広域的な応援職員派遣の体制整備を行うこと。

(6) 水際対策の実効性の向上

水際対策を含め、海外で新たな変異株が発生した際は迅速に対応すること。

(7) 対策経費の全面的支援

感染症は、国全体での対応が必要となることから、地方自治体や医療機関等における感染症対策に係る経費については、国の責任において負担すること。